

養殖業分科会規約

養殖業分科会は、漁業特定技能協議会運営要領（平成31年3月27日付け漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第1条の漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の目的に資するため、第8条に基づき第2条の協議事項のうち次のものについて協議し、次のとおり定めた。

1. 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び法令順守の啓発

養殖業分科会に所属する運営要領第3条第2号に規定する構成員（以下「養殖2号構成員」という。）は、定期的に特定技能外国人の受入れに係る制度及び関連情報の周知徹底を図るとともに、関連する法令の順守の啓発を図る。

2. 漁業特定技能協議会1号構成員資格証明書交付手続きの円滑化

別紙1の漁業特定技能協議会1号構成員資格証明書交付手続規則（令和元年5月17日）（以下「資格証明書交付手続規則」という。）に基づく事務手続が適切に行われるように、養殖2号構成員は所属する運営要領第3条第1号に規定する構成員（以下「養殖1号構成員」という。）を適切に指導するとともに、共同事務局（一般社団法人 大日本水産会）と協力して、1号構成員資格証明書の交付の円滑化に努める。

3. 就業規則の整備の促進

（1）養殖1号構成員は、厚生労働省労働基準局が作成した**別紙2**の「モデル就業規則」（関連リンク：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/model/index.html）の規定例及び解説を参考にして、各養殖1号構成員（養殖事業者）の実情に応じた就業規則を作成し、雇用する特定技能外国人に対しても日本人職員と同等の賃金水準及び労働時間等の適正な就業規則を適用する。なお、養殖2号構成員は、養殖1号構成員が新たに就業規則を作成する際には、最寄りの労働基準監督署及び各都道府県に設置されている働き方改革推進支援センターの助言並びに登録支援機関の支援等を受けることを適正に指導する。

(注) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に基づき、常時10人以上の従業員を使用する事業者は、賃金及び労働時間等を規定した就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届けることが義務付けられている。

(2) また、養殖1号構成員は、作成した就業規則を資格証明書交付手続規則第1条二の書類として提示する。

(3) なお、雇用する特定技能外国人が加入する労働組合と養殖1号構成員が労働協約を締結している場合には、(1)及び(2)の就業規則に代えて当該労働協約を適用及び提示することができる。

4. 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題及びその他の不正行為に対する横断的な予防措置

(1) 養殖2号構成員は、所属する養殖1号構成員に対して特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題及びその他の不正行為に対する予防措置を定めることを指導する。また、養殖1号構成員は、雇用する特定技能外国人の事件、事故、行方不明及び離職・退職等の事案が発生した場合には、**別紙3**の様式に従って養殖2号構成員を経由して、速やかに養殖業分科会を通じて協議会に報告する。

(2) また、(1)の事案が発生した養殖1号構成員は、**別紙3-2**の様式に従って養殖2号構成員を経由して、定期(3か月ごと)に当該事案の経過報告及び再発防止策等について、養殖業分科会を通じて協議会に報告する。

5. その他

(1) 養殖特定技能試験問題の作成への協力

養殖2号構成員は、「平成31年度農業支援外国人適正受入サポート事業のうち漁業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施」の事業実施主体者である一般社団法人 大日本水産会からの要請に応じて、所掌する養殖業種に関連する特定技能試験問題の作成のための必要な協力を行う。

(2) 規約内容の見直し

養殖業分科会は、外国人材の特定技能制度の適正な運用を図るため、養殖分野における特定技能外国人の受入れ状況を適正に把握及び分析し、実態を踏まえ、適宜、本規約の内容について見直し改正する。